裁判所から移管された特定歴史公文書等の利用の制限につい て

> 平成23年3月25日 内閣総理大臣 申合せ 最高裁判所長官

裁判所から移管された特定歴史公文書等(公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。)第2条第7項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。)の利用の制限について、次のとおり定めることとし、平成23年4月1日から実施する。

- 1 裁判所から移管された特定歴史公文書等について公文書管理法第16条第1項 第3号に規定する利用の制限を行うこととされている場合は、当該特定歴史公文 書等に同項第1号イからニまでに掲げる情報に相当する情報が記載されている場 合とする。
- 2 1に定めるもののほか,裁判所から移管された特定歴史公文書等の利用の制限 に関する事項については,行政機関の長から移管された特定歴史公文書等の利用 の制限に関する公文書管理法の規定の例によるものとする。